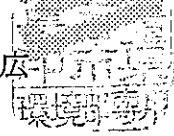


一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市北区六が池町555番地
氏名又は名称 朝日金属株式会社
(代表者氏名) 代表取締役 桑原 由行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

四日市市長 森 智 広



許可の年月日 令和 6年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 3月31日

1. 事業の範囲

- ・事業系一般廃棄物（一時多量の一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物を除く。）

2. 許可の条件

- ・四日市市廃棄物搬入管理要綱を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 4月 1日 新規許可
令和 4年 4月 1日 更新許可



様式第6号（第8条関係）

許 可 証

朝廃第 収17 号

住 所 四日市市昌栄町16番11号

名 称 朝日金属株式会社

代表者氏名 代表取締役 桑原 由行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の規定により、一般廃棄物収集運搬業について、朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり許可したことを証する。

令和6年3月11日


朝日町長 矢野 純 男



許可内容

業 務 の 種 別	一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業
事 業 区 域	朝日町地内
取 扱 一 般 廃 棄 物	事業系一般廃棄物
有 効 期 限	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日
備 考	<p>【許可条件】</p> <p>①事業区域等は、提出した調書及び作業計画書のとおりとすること。</p> <p>②廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則を遵守すること。</p> <p>③朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則を遵守すること。</p> <p>④朝日町一般廃棄物処理計画に従うこと。</p>



一般廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	名古屋市北区六が池町555番地
氏 名	朝日金属株式会社
許可番号	第 49 号
許可年月日	令和 6 年 4 月 1 日
有効期限	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
取り扱う 一般廃棄物	事業系： 紙屑 家庭系： -
収集区域	川越町地内 ただし、作業範囲は申請書に添付の作業計画書のと おりとする
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に より上記のとおり許可する。	
三重郡川越町長	城 田 政 幸 

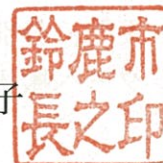
許可番号第99号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市北区六が池町 555 番地
氏名 朝日金属 株式会社
代表取締役 桑原 由行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に
基づく許可を受けた者であることを証する

鈴鹿市長 末松 則子



- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1 許可の年月日 | 令和6年4月1日 |
| 2 許可の有効期限 | 令和8年3月31日 |
| 3 事業の範囲 | |
| (1) 事業の区分 | 一般廃棄物収集運搬 (積替保管を除く) |
| (2) 取扱い廃棄物の種類 | 一般廃棄物 (ごみ)
(特定家庭用機器再商品化法の対象品目を除く) |
| (3) 事業の区域 | 鈴鹿市内全域 |
| 4 許可の条件 | 裏面記載のとおり |

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令、本許可条件及び廃棄物処理施設の職員の指示を遵守すること。関係法令及び本許可条件に違反した場合や職員の指示に従わない場合は、事業の停止又は許可の取消しを行う。
- 2 一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第4号様式）及び添付書類の記載事項（収集運搬車両等）に変更が生じた場合は、速やかに一般廃棄物処理業変更届出書（第13号様式）を提出すること。
- 3 鈴鹿市外において収集した廃棄物を鈴鹿市清掃センター及び鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ搬入しないこと。
- 4 収集先（排出者）に対して、分別の徹底を周知し、廃棄物の積替保管は行わないこと。また、分別が不完全な廃棄物を鈴鹿市清掃センター及び鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ搬入しないこと。
- 5 鈴鹿市一般廃棄物処理計画に適合した業務を行うこと。
- 6 毎月の業務実績を翌月の10日までに業務実績報告書（第18号様式）により報告すること。
- 7 添付の指示事項の内容を遵守すること。

一般廃棄物処理業許可証

住 所 名古屋市北区六が池町555番地

氏名又は名称 朝日金属株式会社

代表者氏名 代表取締役 桑原 由行

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第15条の規定により一般廃棄物処理業について、次のとおり許可したことを証する。

令和5年2月17日

亀山市長 櫻井 義之



許可番号	亀山23第44号
事業の区分	収集・運搬（積替保管を除く）
廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ） （家電リサイクル法対象品目を除く）
事業区域	亀山市内
許可の期間	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
許可条件	裏面のとおり

許 可 条 件 (ごみ)

- 1 営業中は本証を常に携帯し、関係官署の職員が提示を求めたときは提示すること。
- 2 関係法令をはじめ、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則、許可条件及び関係職員の指示を厳守すること。法・条例等の違反、職員の指示に従わないときは許可を取り消す。
- 3 許可の更新をしようとするときは、期間満了の30日前までに申請すること。
- 4 一般廃棄物処理業許可申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは変更の日から30日以内に届け出ること。
- 5 事業区域に関する変更が生じたときには、収集・運搬を行うまでに届け出ること。
- 6 廃業等（休止を含む）をしたときは、10日以内にその旨を届け出ること。
- 7 本証を他人に貸与または譲渡してはならない。
- 8 本証を紛失したときは、速やかに再交付の手続きをすること。
- 9 本証の許可期限が満了したときは、速やかに市長に返還すること。
- 10 他市町村で収集した一般廃棄物を搬入しないこと。また、亀山市で収集した一般廃棄物については、他市町村の施設へ搬入しないこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項、同法施行令第4条第1項第7号及び第9号イに基づき、事前に搬入先の市町村に通知をした場合は、この限りではない。
- 11 月の実績報告を翌月始めに廃棄物対策グループに提出すること。許可条件10の規定により、事前に搬入先の市町村に通知をし、搬入した一般廃棄物については、その搬入実績が確認できる書類を提出すること。
- 12 亀山市廃棄物処理計画を遵守すること。
- 13 収集した一般廃棄物は、即日亀山市総合環境センターへ搬入すること。受け入れ時間については午前9時から午後4時30分（正午から午後1時までを除く。）とする。
- 14 土・日曜日・祝日・年末年始は亀山市総合環境センターへの一般廃棄物の搬入は出来ない。
- 15 一般廃棄物の分別方法は、亀山市のごみ収集分別表および市職員の指示に従うこと。
- 16 一般廃棄物の積み替えについては認めない。
- 17 運搬車両については、社名を明記し、亀山市指定の一般廃棄物収集運搬業許可車両のステッカーを運転席側の見やすい場所に貼付けすること。
- 18 アイドリングストップ等、環境への負荷の低減に努めること。
- 19 高さ3.5mを超過する車両は亀山市総合環境センターへの搬入を避けること。